

○飯塚市ガス事業法立入検査等事務処理要綱

平成26年4月17日
飯塚市告示第133号
改正 H28-236

(趣旨)

第1条 この告示は、ガス事業法(昭和29年法律第51号。以下「法」という。)に基づき、市がガス用品の販売の事業を行う者(以下「販売事業者」という。)に対し、報告の徴収、立入検査及びガス用品の提出命令を行うに当たり、適切に事務を処理するため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「販売事業者」とは、市内において、法に定めるガス用品を販売し、又は販売の目的で陳列している者をいう。

(事務)

第3条 法に基づく事務のうち市が行う事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第46条第1項の規定による販売事業者からの報告の徴収
- (2) 法第47条第1項の規定による販売事業者への立入検査
- (3) 法第47条の2第1項の規定による販売事業者に対するガス用品の提出命令
(報告の徴収)

第4条 前条第1号の報告の徴収は、必要に応じて行うことができるものとする。
(立入検査)

第5条 第3条第2号による立入検査に従事する者(以下「検査員」という。)は、経済部商工観光課に所属する者の中から、所属長が指名する。

2 検査員は、2人1組となって検査に当たることとし、法第46条第3項の規定により、その身分を示す飯塚市長(以下「市長」という。)の証明書(以下「立入検査証」という。)を携帯しなければならない。

3 立入検査証の様式については、ガス事業法施行規則(昭和45年通商産業省令第97号。以下「規則」という。)第114条第1項の規定を準用する。

4 立入検査証は、所属長が交付する。

5 立入検査証の交付手続等は、次によるものとする。

- (1) 立入検査証の交付(再交付を含む。)に際しては、立入検査証交付簿に記録する。
- (2) 職名変更等により立入検査証の書換えの必要が生じた場合又は損傷等により再交付する場合は、新立入検査証を作成し、旧立入検査証と引換えに交付する。

(3) 勤務換え又は退職等の場合は、直ちに立入検査証を返還するものとする。

(4) 立入検査証の番号は、一連番号とし、前号による返還があったものについては、欠番とする。

6 検査員は、販売事業所の営業所、事務所、その他の事業場に立ち入り、ガス用品、帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問をすることができるものとする。

7 検査員は、検査終了時にガス用品立入検査報告書を作成し、市長に報告するものとする。

8 検査員は、違反ガス用品が確認された場合、当該ガス用品を即刻店頭から撤去させ、以後、販売又は販売目的で陳列しないよう指導するとともに、関係者立会いの上、立入検査結果通知書を発行し、これに対して販売事業者から、改善報告書の提出を求めるものとする。

9 前項の規定により、改善報告書を提出させた販売事業者については、原則として翌年度の検査対象に含めるものとする。

(H28-236追加)

10 検査員が第8項の指導を行った場合には、市長は、第7項のガス用品立入検査報告書の写しを福岡県知事(以下「知事」という。)に提出するものとする。

(H28-236一改・繰下)

(ガス用品の提出命令)

第6条 前条の立入検査において、その所在の場所における検査が著しく困難と認められるガス用品があった場合、市長は、販売事業者に対し、期間を定めて、これを提出するよう命ずることができる。

2 前項の命令を行う場合は、ガス用品提出命令書によるものとする。

(報告)

第7条 市長は、毎年度知事の指定の期日までに、前年度における検査の実施状況をガス用品販売店立入検査実施状況報告書により、知事に報告するものとする。なお、販売事業者から第5条第8項に規定する改善報告書を徴収した場合は、その写しを添付するものとする。

2 ガス用品販売店立入検査実施状況報告書の様式については、規則第119条第1項の規定を準用する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成28年8月18日 告示第236号)

この告示は、告示の日から施行する。